

飲食店・料理店のみなさま、

グリース阻集器の設置が義務づけられています！

* 東京都下水道条例施行規程 第3条の2

* 建築基準法関係規定(昭和50年建設省告示 第1597号)



- 営業中でも設置できるもの
 - 賃貸店舗でも設置できるもの
- さまざまな種類の阻集器があります。

